

さいたま市監査委員告示第 3 1 号

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和 6 年 9 月 2 日付けさいたま市監査委員告示第 2 4 号で公表した工事監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があつたので、別添のとおり告示する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

さいたま市監査委員	大 内 美 幸
同	工 藤 道 弘
同	谷 中 信 人
同	都 築 龍 太

指摘事項等措置報告書

建設局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
[工事] 南部建設事務所 下水道建設課 ・谷田排水区下水道工事(南建-R4-2002) オープンシールド工法での施工において、高さが2 m以上の開口部を設けていた。 墜落により労働者に危険が及ぶおそれのある箇所には、囲い等を設けなければならない、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないにもかかわらず、一部で措置を講じていない状況が見受けられた。 労働者等に危険を及ぼすおそれがあることから、労働安全衛生規則第519条の趣旨に基づき、受注者を指導・監督すべきである。	労働安全衛生規則の趣旨に基づき、適切な安全対策を実施するため、課内会議で指摘事項を確認し、監督職員の安全意識の向上を図りました。 また受注者に対しては改めて安全管理を徹底するよう指導しました。